## 近江八幡市における情報公開に関する審査会

## 1 近江八幡市情報公開条例(平成22年近江八幡市条例第14号)

## (審査会)

- 第16条 前条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について審査するため、近江八幡市情報公開審査 会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織し、市長が識見を有する者のうちから委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、実施機関が非公開と決定した公文書の提出を求めることができ、かつ、関係者又は参考人の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 2 近江八幡市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成22年近江八幡市条例第16号)

(設置)

第1条 近江八幡市は、近江八幡市情報公開条例(平成22年近江八幡市条例第14号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報の公開に関する制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び近江八幡市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年近江八幡市条例第15号。以下「議会個人情報保護条例」という。)に基づく個人情報の保護に関する制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、近江八幡市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「運営審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 運営審議会は、実施機関(情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関、近江八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年近江八幡市条例第1号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第2条第2項に規定する実施機関及び議会をいう。以下同じ。)の諮問に基づき、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
  - (1) 情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項
  - (2) 個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問に関し必要な事項
  - (3) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
  - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第27条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの 取扱いに関する事項
- 2 運営審議会は、前項に規定する調査審議を行うほか、<u>情報公開制度及び個人情報保護制度の運用及び改</u> 善について、実施機関に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 運営審議会は、公募を含めた委員15人以内をもって組織し、市長が識見を有する者のうちから委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。 (委員長)
- 第5条 運営審議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、運営審議会の会務を総理し、代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 運営審議会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、運営審議会の会議の議長となる。
- 3 運営審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 運営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 前各項の規定にかかわらず、委員長が会議を開くことが困難であると認めるとき又は会議に付議すべき 事項が軽易なものと認めるときは、書面により委員の意見を求め、及び表決することができる。

(令5条例13·一部改正)

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 運営審議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、運営審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営審議会に諮って定める。

(罰則)

第10条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに近江八幡市情報公開、個人情報保護運営審議会の委員であったものに係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

付 則(平成27年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年条例第13号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。